

監査監第776号
令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇人 様
さいたま市議会議長 阪本 克己 様
さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員	大内 美幸
同	工藤 道弘
同	江原 大輔
同	渋谷 佳孝

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

建設局

南部建設事務所

道路安全対策課、道路建設課、道路維持課、河川整備課、下水道再整備課、
下水道建設課

消防局

総務部

消防施設課

教育委員会

教育委員会事務局

管理部

学校施設管理課

学校教育部

健康教育課

青少年宇宙科学館、生涯学習総合センター、桜木公民館、鈴谷公民館、文蔵公民館、
中央図書館管理課

(2) 監査の範囲

令和2年度繰越工事、令和3年度（令和3年12月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和3年度（令和3年12月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
建設局 南部建設事務所	道路安全対策課	①自転車通行環境整備工事（一般県道大谷本郷さいたま線外5路線）
	道路建設課	②一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2）
	道路維持課	③スマイルロード整備工事（R3市道G-225号線）
	河川整備課	④千貫樋樋門ポンプ交換外工事（南河R3）
	下水道再整備課	⑤南部第7処理分区下水道工事（南再-R3S-3301）
	下水道建設課	⑥荒川第7-1処理分区下水道工事（南建-R2-1013）

担 当		施 設 修 繕 名
消防局 総務部	消防施設課	①北消防署機械室排気ファン更新修繕（局3-16）
教育委員会事務局 管理部	学校施設管理課	②土呂中学校浄化槽ブロワー交換修繕
		③土呂中学校浄化槽原水ポンプ交換修繕
教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課	④さいたま市立尾間木小学校給食室給気設備修繕
教育委員会	青少年宇宙科学館	⑤さいたま市青少年宇宙科学館気象観測装置修繕
	生涯学習総合センター	⑥六辻公民館車椅子用階段昇降機設置修繕
		⑦六辻公民館車椅子用階段昇降機修繕に伴う電気設備修繕
		⑧六辻公民館車椅子用階段昇降機修繕に伴う付帯修繕
	桜木公民館	⑨大宮南公民館雨漏り修繕
	鈴谷公民館	⑩大戸公民館 3階ホール雨漏り修繕
	文蔵公民館	⑪谷田公民館誘導灯交換修繕
	中央図書館 管理課	⑫与野図書館消防設備不備修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づき必要な書類が適切に整備されているか。

(2) 設計

ア 法令等に適合した設計となっているか。

イ 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

(3) 積算

積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

(4) 契約

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。

ウ 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。

エ 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

オ 追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。

(5) 施工

ア 設計図書どおり施工されているか。

イ 現場の安全管理は適切に行われているか。

(6) 検査

ア 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。また、工事完了報告の時期は適正か。

イ 監督及び検査（工事中に中間技術検査を実施する場合は、同検査を含む）を担当する職員の任命は適正か。また、不正事故防止のため職員の配置について格別の配慮がなされているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和4年4月22日（金）から令和4年8月24日（水）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 工事

ア 南部第7処理分区下水道工事（南再-R3S-3301）

(ア) 計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する日までに市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【建設局 南部建設事務所 下水道再整備課】

イ 荒川第7-1処理分区下水道工事（南建-R2-1013）

(ア) 施工

高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

【建設局 南部建設事務所 下水道建設課】

(2) 施設修繕

ア 六辻公民館車椅子用階段昇降機設置修繕

(ア) 契約

仕様書の作成及び執行予定額の設定において、設置を予定する機種と異なる他の2機種の設置を認める内容の仕様書により発注し、執行予定額及び最低制限価格を設定したことで、本来落札者となり得る者が失格となる事態を招いていることから、当初から発注者が要求する性能を明確に明示した仕様書を作成したうえで、当該仕様書に基づいた適正な執行予定額及び最低制限価格を設定すべきである。

【教育委員会 生涯学習総合センター】

(イ) 施工

階段昇降機の施工において、既設のコンクリートスラブに金属拡張アンカーを用いて固定しているが、支柱の固定には60mm以上埋め込むべき設計としているところ、強度が期待できないタイルや下地モルタルを含めた埋め込み深さで固定しており、支柱の固定に必要な引抜き強度が不足しているおそれがあることから、所要の強度確保を検証したうえで施工すべきである。

【教育委員会 生涯学習総合センター】

イ 大宮南公民館雨漏り修繕

(ア) 検査

施設修繕検査員の指定において、監督員が検査員となっているが、監督員に検査員を兼ねさせる特別の必要が見受けられないことから、さいたま市契約規則第44条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【教育委員会 桜木公民館】

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。